

○木津川市予防接種実施要綱

令和6年8月30日告示第114号

改正

令和7年3月27日告示第45号

木津川市予防接種実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する予防接種（以下「定期予防接種」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 定期予防接種の対象は、接種日時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者で、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に規定する予防接種の対象者に該当するものとする。

(対象疾病及び回数)

第3条 定期予防接種の対象となる疾病及び接種回数は、別表のとおりとする。

(実施期間)

第4条 定期予防接種の実施期間は、通年とする。ただし、別表のインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に係る定期予防接種の実施期間は、別に定めるものとする。

(実施方法)

第5条 定期予防接種は、市長が実施を委託した医療機関（以下「委託医療機関」という。）で受けるものとする。ただし、委託医療機関以外の医療機関において定期的に治療又は医師による医療指導を受けているため、委託医療機関において定期予防接種を受けることができない者（以下「委託医療機関以外での接種希望者」という。）は、事前に定期予防接種依頼書交付申請書（別記様式第1号。以下「依頼書交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により依頼書交付申請書を受理したときは、委託医療機関以外での接種希望者が第2条に規定する対象者であるかを確認し、定期予防接種依頼書（別記様式第2号）を委託医療機関以外での接種希望者が接種を希望する医療機関に提出しなければならない。

3 委託医療機関の業務及び委託料は、別に定めるものとする。

(自己負担金)

第6条 定期予防接種を受ける者が負担する費用（以下「自己負担金」という。）の額は、別表の

とおりとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者（以下「被保護者」という。）については、費用の負担を免除するものとする。

（自己負担金の徴収）

第7条 委託医療機関は、第6条に規定する自己負担金を徴収するものとする。

（助成金の交付）

第8条 委託医療機関以外の医療機関において定期予防接種を受けた者（以下「申請者」という。）は、定期予防接種費用助成金交付申請書（別記様式第3号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、接種した年度の3月末日までに市長に提出することにより、当該予防接種に要した費用の一部又は全部について助成金の交付を受けることができる。

- （1） 医療機関が発行する領収書
- （2） 接種済証
- （3） 予診票
- （4） 被保護者は、被保護者であることを証する書類

2 助成金の額は、市が委託医療機関に委託する際に算出した一人当たりの接種費用又は申請者が実際に支払った費用のいずれか低い方の額から、第6条に規定する自己負担金を控除した額とする。

（助成金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、定期予防接種費用助成金交付決定通知書（別記様式第4号。）により申請者に通知するとともに、申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付が不適当であると認めるときは、定期予防接種費用助成金不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

(木津川市高齢者予防接種費用助成事業実施要綱の廃止)

2 木津川市高齢者予防接種費用助成事業実施要綱(平成26年木津川市告示第123号)は、廃止する。

附 則 (令和7年3月27日告示第45号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第4条、第6条関係)

対象となる疾病	接種回数	自己負担金 (1回当たり)
ジフテリア	予防接種実施規則	0円
百日せき	(昭和33年厚生省令 第27号) に規定する 回数	
急性灰白髄炎		
麻しん		
風しん		
日本脳炎		
破傷風		
結核		
H i b 感染症		
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）		
ヒトパピローマウイルス感染症		
水痘		
B型肝炎		
ロタウイルス感染症		
インフルエンザ		1,500円
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		2,500円
新型コロナウイルス感染症		2,000円
帯状疱疹	乾燥弱毒生水痘ワクチン	2,500円
	乾燥組換え帯状疱疹ワクチ ン	6,500円